

議案第 15 号

八幡浜市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市社会体育施設条例の一部を改正する条例

八幡浜市社会体育施設条例（平成 22 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後		改正前			
(名称及び位置) 第 2 条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称	位置	名称	位置		
(略)		(略)			
保内中央体育館	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地 3 1 番地 3	保内中央体育館	八幡浜市保内町喜木 1 番耕地 3 1 番地 3		
<u>双岩体育館</u> <u>双岩グラウンド</u>	<u>八幡浜市若山 1 番耕地 3 3 0 番地 1</u>				
<u>青石体育館</u> <u>青石グラウンド</u>	<u>八幡浜市日土町 2 番耕地 9 6 番地</u>				
別表		別表			
照明施設使用料			照明施設使用料		
施設名	区分	使用料	施設名	区分	使用料
磯崎体育館 大島体育館 喜木津体育館 舌田体育館 <u>双岩体育館</u> <u>青石体育館</u>	全面 利用	1 時間につき 1 5 0 円	磯崎体育館 大島体育館 喜木津体育館 舌田体育館	全面 利用	1 時間につき 1 5 0 円
(略)			(略)		
舌田グラウンド 日土東グラウンド <u>青石グラウンド</u>	全面 利用	1 回につき 2, 0 6 0 円	舌田グラウンド 日土東グラウンド	全面 利用	1 回につき 2, 0 6 0 円
備考 (略)		備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市社会体育施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以降の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

八幡浜市社会体育施設に、双岩中学校及び青石中学校の体育施設を加えるため。